



## DISCUSSION PAPERS ON DEMOGRAPHY AND POLICY

#2009-006

世帯の多様性を考慮した所得再分配政策

塩津ゆりか  
同志社大学ライフリスク研究センター

September 2009



HITOTSUBASHI UNIVERSITY

Public Economics Program  
School of International and Public Policy  
Tokyo, Japan

## 世帯の多様性を考慮した所得再分配政策

2009年10月

塩津 ゆりか<sup>1)</sup>

はじめに

本稿の目的は、出産・就業選択による世帯の多様性を考慮した上で、子育て支援としての負の所得税政策とベーシック・インカムが経済全体にあたえる影響を出生率内生モデルに基づいたシミュレーション分析を使って明らかにすることである。

かつては、結婚・出産を機に家庭に入り専業主婦となる女性が多かった。現状では、出産を選択すると、7割の女性が一旦離職している。それでも、家計の補助を主目的として、多くの母親が労働市場に再参入している。2007年の厚生労働省の第6回21世紀出生児縦断調査によれば、未就学児を抱える家計の約5割が有職主婦となっている。第1回調査から経年変化をみてみると、調査対象児の年齢が上がると、母親の有業率も向上している。しかし、出産後は復職しても週20時間未満のパートタイム労働者になることが多い。

パートタイム就労となる主な理由は、家庭との両立、フルタイムの求人が少ない、税・社会保障制度による労働供給の抑制の3つがあげられる。このうち、先行研究からは、配偶者控除や公的年金の第3号被保険者制度は既婚女性の労働供給にそれほど大きな影響はなく、既婚女性が自身の所得税負担を避けるように労働時間を決定していると指摘されている。むしろ現行の所得税制度が家計のリスク回避行動を阻害している可能性もある。この点については、数多くの研究蓄積があり、また論争も行われている。

配偶者控除の一律廃止を検討する場合、たしかに、乳幼児や要介護者を抱えるなど、配慮の必要な事情もある。しかし、個別事情の有無にかかわらず低所得または無業の配偶者であることを要件に控除を適用する理由はあるのだろうか。個別事情への配慮という点では、むしろ、たとえば子どものいる家計や自宅で介護している家計に限定して控除または給付を行うべきではないだろうか。

先に述べたように、未就学児を抱える家計の多くが労働市場に再参入する主な理由は、

---

<sup>1)</sup> 同志社大学ライフリスク研究センター特別研究員／大阪商業大学経済学部非常勤講師  
連絡先：e-mail：sk109550@mail3.doshisha.ac.jp

家計の補助であった。このような自助努力による子育て費用の確保のほか、公的な補助金としては、無拠出制給付である児童手当がある。周知のとおり、受給には所得制限があるものの、制度改正により、現在では受給対象年齢児のいる家計のうち、約 9 割が児童手当を受給している。

現行の児童手当は、児童のいる家計の防貧と個々の児童の健全育成という 2 つの目的をもつ。前者の目的を主眼とすれば、児童手当には所得制限を設け、世帯単位で支給すべきとなる。後者の目的に重点をおくと、所得制限は不要で、第 1 子からの支給が望ましい。また、第 3 子以降の子どもと第 1 子、第 2 子との間に支給額の差異を設けることは不合理である。

子育て世帯の支援という意味では、扶養控除の拡大という手段もある。だが、高所得者優遇となるために、公平性の観点から問題視されている。そこで、負の所得税制度を導入するという提案もなされている。(駒村 (2008))

子どもは、賦課方式の社会保障制度や経済成長との関連で外部性をもつ。しかし、同時に共稼ぎ世帯に対しては収入の減少をもたらすリスク・ファクターでもある。本稿では、子どもの外部性を内部化し、リスクに備えるための制度として、負の所得税制度を検討する。具体的には、子どものいる、一定額以下の低所得者に対して還付金を給付する負の所得税制度と給付制限のない児童手当である。財源は、無業または低所得の配偶者がいることで受けている配偶者控除および配偶者特別控除を廃止することで得る。これに加えて、第 2 の財源として (1) 消費課税 (2) 年金課税 (3) 労働所得課税を想定する。

以下、第 1 節で既存研究を概観する。第 2 節で分析に利用する理論モデルを提示し、第 3 節でシミュレーション分析を行う。第 4 節では結果を、第 5 節で考察と今後の課題を述べる。

## 1. 既存研究

世帯が多様化すれば、生じるリスクも多様になる。八木 (2004) によれば、日本の雇用・労働慣行が片稼ぎ世帯に対して、離婚時や稼ぎ手の労働不能時において過大な経済的リスクを負わせ、共稼ぎ世帯に対しては、出産・育児、介護などの **accident** 発生時において配偶者の一方にパート就労や無職となることを強いるという。片稼ぎ世帯の経済的リスクがあまりにも大きいので共稼ぎのまま子どもをもたない世帯やそもそも結婚しない単身世帯も増加してきた。また、結婚・出産した後にパートタイムであっても就労する世帯も増加

している。

既婚女性の労働供給と現行の各種制度の関係についての既存研究として、阿部（2003）は、マイクロ・シミュレーション分析によって配偶者控除を廃止しても、労働供給は増えないことを指摘している。赤林（2003）も1990・1995年実施のパートタイム労働者総合実態調査の個票データを使った実証分析の結果として、配偶者控除や第3号被保険者制度の廃止によって既婚女性の労働供給がわずかに増えるだけであることを示している。

2006年のパートタイム労働者総合実態調査によれば、女性パートタイマーの所得分布を見ると、90～100万円未満がもっとも多い。既婚女性に限ってみても、就業時間を調整している理由の第1は、配偶者控除を得るためでも社会保険制度上の優遇措置を得るためでもなく、また夫の会社の扶養手当を得るためでもなく、自分自身の所得税の課税を逃れることにある。このように、最近の研究をみると、配偶者控除は既婚女性の労働供給にそれほど大きな影響をもつわけではないといえる。

特に、最近では幼少時の家計の状況が学歴や成人後の所得階層に影響を与えていることが指摘されている。阿部(2008)は、日本における子どもの貧困が深刻な状況にあることを示した。さらに、子どもの頃の家計状況は、成人後の健康状態や幸福度にも直接影響を及ぼすことが明らかになりつつある。子どもにとって与件である親の経済状況の改善が急務といえる。

一方、賦課方式の年金と児童手当の関係についての理論分析は、小国開放経済でかつ代表的な家計を想定したGroezen et. al(2003)や小塩(2004)、安岡(2006)などが挙げられる。これらのモデルはいずれも代表的な家計での分析である。

世帯のちがいによって生じる経済的なリスクが異なるにもかかわらず、世帯の多様性を考慮した所得再分配に関する理論分析は、ほとんどない。異質な家計を想定した研究は、筆者の知る限り、上村・神野による一連の研究と筆者によるもののみである。

上村・神野（2008）では、子どもへの愛情と貯蓄の有無による3タイプの家計を想定している。塩津(2009)では、出産選択と就業状態の組み合わせによる4タイプの家計を想定している。

出産選択と就業状態による世帯のちがいは、出生率のみならず、家計の貯蓄行動をつうじて資本蓄積に大きく影響する。本稿でも、多様な世帯の存在が世代間・世代内所得再分配政策によって経済全体に与える影響を分析するため、塩津（2009）のモデルを踏襲する。

## 2.モデル

## 2.1 家計

本稿では、現役期と引退期の2期間を生きる家計を想定した世代重複モデルを構築する。いずれの家計も完全予見を仮定する。各家計は、現役期に共稼ぎか片稼ぎかの就労選択と出産選択を行う<sup>2)</sup>。

より具体的には、1) 出産をしない共稼ぎ世帯<type1> 2) 子どもをもつ共稼ぎ世帯<type2> 3) 子どもをもつ片稼ぎ世帯<type3> 4) 出産をしない片稼ぎ世帯<type4> の4つのタイプを想定する。ただし、簡単化のため、共稼ぎとなる場合はフルタイムでの就業とする。また、出産する世帯の存在割合を $\sigma$ 、片稼ぎ世帯の存在割合を $\delta$ で表す( $0 < \sigma < 1$ ,  $0 < \delta < 1$ )。なお、世代がかわっても各家計の存在割合は変わらないものとする<sup>3)</sup>。

家計は、現役期の消費と引退期の消費によって効用を得る。子どもをもつ家計は、子ども数からも効用を得る。現役期の消費への選好度を $\alpha$ で表し、引退期の消費への選好度を $\beta$ 、子ども数への選好度を $\gamma$ で表す。これらの前提の下に、効用関数を対数加法分離型で(1)式のように定式化する。

$$\begin{aligned} \text{Max}_{c_t^{1i}, c_t^{2i}, n_{t+1}^i} \quad & U_t^i = u(C_t^{1i}, C_t^{2i}, n_{t+1}^i) \\ & = \alpha \ln C_t^{1i} + \beta \ln C_t^{2i} + \gamma \ln n_{t+1}^i \quad (1) \end{aligned}$$

$C_t^{1i}, C_t^{2i}, n_{t+1}^i$ は、順にt世代の各家計の現役期の消費、t世代の各家計の引退期の消費、各家計の子ども数を表す。上付き添え字のiは、家計のタイプを表す(i=1, 2, 3, 4)。

次に、家計が直面する予算制約について述べる。どのタイプの世帯であっても、現役期には、夫婦のうち少なくともどちらか一方が非弾力的に労働供給を行う。共稼ぎである<type1>と<type2>の世帯では、夫婦ともに非弾力的に労働供給を行う。賃金率は労働市場で決定され、各家計の課税前所得が決まる。

本稿では、完全賦課方式の公的年金制度を想定する。現役期には、就業状態によらず定額の年金保険料を現役世代全員が納める。現役世代が納付した保険料を財源として、引退世代全員に定額の公的年金を支給する。

---

<sup>2)</sup> 世帯の多様性を考えると、非婚世帯もまた重要な分析対象であるが、簡単化のため結婚しない個人は本稿の分析から除外する。

<sup>3)</sup> 本稿では、タイプ間の移動を想定していない。しかし、少子化対策の結果として子どもをもつ家計の存在割合 $\sigma$ が変化することも考えられる。この点については、今後モデルの拡張を検討している。

当初は、専業主婦のいる家計（タイプ 3・タイプ 4）に配偶者控除を認める。さらに、子どものいる世帯所得の低い家計に負の所得税を適用する。負の所得税の財源は、現役期に就業している個人から配偶者控除を差し引いた労働所得に比例した労働所得税を、また、引退期に受給する公的年金からも比例税を、さらに消費税を徴収し、これらをあわせて財源とする。

家計は、現役期に可処分所得を消費と貯蓄にあてる。ここで、子どもをもつ家計は子どもの数に応じて、育児費を負担する。ただし、子ども 1 人あたりの育児費は外生的に与えられ、非課税とする<sup>4</sup>。引退期には、現役期の貯蓄と課税後の公的年金をすべて消費にあてる。また、遺産や贈与は考えない。

<type1>の現役期の予算制約式は (2- 1) 式、<type2>は (2- 2) 式、<type3>は (2- 3) 式、<type4>は (2- 4) 式となる。

$$2\{(1-\omega)wl-\tau\}=(1+c)C_t^{11}+s_t^1 \quad (2-1)$$

$$2\{(1-\omega)wl-\tau\}=(1+c)C_t^{12}+an_{t+1}^2+s_t^2 \quad (2-2)$$

$$(1-\omega)wl-2\tau+\omega(D+zn_{t+1}^3)=(1+c)C_t^{13}+an_{t+1}^3+s_t^3 \quad (2-3)$$

$$(1-\omega)wl-2\tau+\omega D=(1+c)C_t^{14}+s_t^4 \quad (2-4)$$

なお、 $\omega$ を労働所得税率、 $w$ を賃金率、 $l$ を労働時間とする。 $\tau$ は、定額の年金保険料を表し、 $D$ は配偶者控除、 $z$ は年少者控除、 $c$ は消費税率、 $a$ は子ども一人あたりの育児費、 $s$ は貯蓄を示す。

下付きの添え字は世代を、上付きの添え字の左側のうち、1は現役期、2は引退期を示す。上付き添え字の右側は、世帯のタイプを示す。

引退期の各家計は、世帯のタイプとは無関係に次の予算制約に直面する ( $i=1, \dots, 4$ )。

$$(1+c)C_t^{2i}=(1+r_{t+1})s_t^i+2(1-\rho)b \quad (3)$$

ここで、 $r$ は利子率を、 $b$ は定額の一人あたり年金受給額、 $\rho$ は年金の課税税率を表す。

以上の仮定により設定された、タイプ別の家計の効用最大化問題を解くと、各家計の子

<sup>4</sup> 子どもの養育・教育費にも消費税が課税される場合がある。しかし、本稿では、特に支出額の多い学校教育費が非課税であることを考慮して、外生的に与えられる養育・教育費は非課税とした。

ども数は、タイプ順に (4- 1) - (4- 4) 式で与えられる。なお、タイプ 1 とタイプ 4 は出産しないので (4- 1) 式と (4- 4) 式は 0 となる。

$$n_{t+1}^1 = 0 \quad (4-1)$$

$$n_{t+1}^2 = \frac{\gamma}{a(1+r_{t+1})(\alpha+\beta+\gamma)} [2(1+r_{t+1})\{(1-\omega)wl-\tau\}+2(1-\rho)b] \quad (4-2)$$

$$n_{t+1}^3 = \frac{\gamma}{(a-\omega z)(1+r_{t+1})(\alpha+\beta+\gamma)} \{(1+r_{t+1})\{(1-\omega)wl-2\tau+\omega D\}+2(1-\rho)b\} \quad (4-3)$$

$$n_{t+1}^4 = 0 \quad (4-4)$$

また、各家計の最適な貯蓄額はタイプ順に (5- 1) - (5- 4)式で与えられる。

$$s_t^1 = 2\{(1-\omega)wl-\tau\}-(1+c)\frac{\alpha}{(\alpha+\beta)(1+c)(1+r_{t+1})} [2(1+r_{t+1})\{(1-\omega)wl-\tau\}+2(1-\rho)b] \quad (5-1)$$

$$s_t^2 = 2\{(1-\omega)wl-\tau\}-an_{t+1}^2-\frac{\alpha}{(1+r_{t+1})(\alpha+\beta+\gamma)} [2(1+r_{t+1})\{(1-\omega)wl-\tau\}+2(1-\rho)b] \quad (5-2)$$

$$s_t^3 = (1-\omega)wl-2\tau+\omega(D+zn_{t+1}^3)-an_{t+1}^3-\frac{\alpha}{(1+r_{t+1})(\alpha+\beta+\gamma)} \{(1+r_{t+1})\{(1-\omega)wl-2\tau+\omega D\}+2(1-\rho)b\} \quad (5-3)$$

$$s_t^4 = (1-\omega)wl-2\tau+\omega D-\frac{\alpha}{(1+r_{t+1})(\alpha+\beta)} [(1+r_{t+1})\{(1-\omega)wl-2\tau+\omega D\}+2(1-\rho)b] \quad (5-4)$$

## 2.2 企業

企業は、完全競争市場で資本  $K$  と労働  $L$  を投入して生産物  $Y$  を生産する。生産関数は、コブ・ダグラス型を想定し、 $\phi$  は資本分配率を表す ( $0 < \phi < 1$ )。

$$Y_t = K_t^\phi \left( \frac{2-\delta}{2} N_t \right)^{1-\phi} \quad (6)$$

また、資本は 1 期で完全には磨耗せず、資本減耗率  $\mu$  で減耗すると考える ( $0 < \mu < 1$ )。利子率  $r$  は (7) 式、賃金率  $w$  は (8) 式となる。なお、 $k$  は 1 人あたりの資本を表す。

$$\mu + r_{t+1} = \phi \left( \frac{2-\delta}{2} k_t \right)^{\phi-1} \quad (7)$$

$$w_t = (1-\phi) \left( \frac{2-\delta}{2} k_t \right)^\phi \quad (8)$$

## 2.3 政府

政府は、均衡予算の公的年金と子ども支援の運営のみを行う。  $t$  世代の総人口  $N_t$ 、  $t+1$  世代の総人口を  $N_{t+1}$  を (9) 式で表すと、年金会計の裁定式は (10) 式のようになる。

$$N_{t+1} = \left\{ \sigma(1-\delta)n_{t+1}^2 + \sigma\delta n_{t+1}^3 \right\} \frac{N_t}{2} \quad (9)$$

$$b_t N_t = \tau N_{t+1} \quad (10)$$

### 2.3.1 負の所得税制度

負の所得税には、配偶者控除廃止分に加えて次の3つの税財源を考える。第1は、消費税充当方式である。これによって、同一世代内と世代間の所得再分配を行うことができる。第2は、年金課税充当方式である。この方式は、世代間所得再分配機能をもつ。第3は、労働所得税充当方式である。これによって、同一世代内での所得再分配が可能となる。裁定式は、(11)式で示される。

$$\omega z_t \frac{\sigma\delta n_{t+1}^3}{2} N_t = \left\{ (2-\delta)\omega w l - \delta\omega D \right\} \frac{N_t}{2} + \rho b N_{t-1} + C \quad (11)$$

$$C \equiv \frac{c}{2} \left[ \left\{ (1-\sigma)(1-\delta)C_t^{11} + \sigma(1-\delta)C_t^{12} + \sigma\delta C_t^{13} + (1-\sigma)\delta C_t^{14} \right\} N_t \right. \\ \left. + \left\{ (1-\sigma)(1-\delta)C_{t-1}^{21} + \sigma(1-\delta)C_{t-1}^{22} + \sigma\delta C_{t-1}^{23} + (1-\sigma)\delta C_{t-1}^{24} \right\} N_{t-1} \right]$$

## 2.4 均衡

資本市場の均衡式は、総資本量を  $K$ 、総貯蓄を  $S$  で表すと、 $K_{t+1} = (1-\mu)K_t + S_t$  となる。一人あたり貯蓄を  $s_t^*$  とすると、1人あたりでみた資本市場の均衡式は(12)式で表わされる。

$$\frac{N_{t+1}}{N_t} \times \frac{K_{t+1}}{N_{t+1}} = (1-\mu) \frac{K_t}{N_t} + \frac{S_t}{N_t} \quad (12)$$

$$\frac{1}{2} \left\{ \sigma(1-\delta)n_{t+1}^2 + \sigma\delta n_{t+1}^3 \right\} \times k_{t+1} = (1-\mu)k_t + s_t^* \quad (13)$$

$$s_t^* = \frac{S_t}{N_t} = \frac{\left\{ (1-\sigma)(1-\delta)s_t^1 + \sigma(1-\delta)s_t^2 + \sigma\delta s_t^3 + (1-\sigma)\delta s_t^4 \right\}}{\frac{N_t}{2}} \quad (14)$$

### 2.4.1 負の所得税制度を実施した場合の均衡

(12)式を変形した(13)式に(5-1)-(5-4)式と(14)式を代入して整理し、(15)式を得る。



$$n_{t+1}k_{t+1} = (1-\mu)k_t + \frac{\alpha}{(\alpha+\beta)(\alpha+\beta+\gamma)} [2(1-\delta)\{(\alpha+\beta+\gamma)(1-\sigma)\}A + \{(\alpha+\beta)-\gamma(1-\delta)\}(A+\omega D) - \sigma(1-\delta)an_{t+1}^2 + \sigma\delta(\omega z - a)n_{t+1}^3 + A(2+\delta) - 2\tau + \omega D] \quad (15)$$

$$A_t \equiv (1-\omega)w_t l$$

この経済の動学体系は、資本市場の均衡式 (15) 式と (4- 2) および (4- 3) 式を (9) 式に代入して得られる子ども数 (16) 式とで与えられる。

$$n_{t+1} = \frac{\sigma\gamma}{2} \times \frac{\{a - \omega z(1-\delta)\}\{2(1+r_{t+1})(A_t - \tau) + B_t\} + a\delta\{(1+r_{t+1})(\omega D - A_t)\}}{a(1+r_{t+1})(\alpha+\beta+\gamma)(a-\omega z)} \quad (16)$$

$$B_t \equiv 2(1-\rho)b_t$$

ただし、 $n_{t+1}$  は  $t+1$  世代の 1 人あたり子ども数とする。

### 3. シミュレーション分析

前節で設定したモデルは、世帯の多様性を考慮しているため、負の所得税導入による経済全体への影響を解析的に分析するには限界がある。また、政策変更による出生児数等の経時変化を把握できることから、以下ではシミュレーション分析を行う。

#### 3.1 パラメータの設定と初期定常状態

シミュレーション分析をするにあたって、初期定常状態における各パラメータを表 1 のとおり設定する。

資本分配率  $\phi$  は、2004 年財政再計算時に使われた値を利用する。資本減耗率  $\mu$  は、財政再計算時の値よりも大きくしている。これは、2007 年から減価償却法に変更があったため、減価償却の増加が予想されることを考慮した。定額の年金保険料  $\tau$  は、現行の国民年金保険料が平均年収にしめる割合と租税投入分を勘案して 12% に設定した。配偶者控除は、現行税制では定額であるものの、既婚世帯の平均年収にしめる割合から 5% とする。さらに、片稼ぎ世帯割合  $\delta$  および子どもをもつ世帯割合  $\sigma$  は、2006 年版『中小企業白書』をもとに計算した。

初期定常状態における負の所得税財源は、配偶者控除廃止分と労働所得に対する課税  $\omega$  と比例税方式の年金課税  $\rho$  および消費課税  $c$  から得る。労働所得税は、現行制度を考慮して税率 8% の比例税 ( $\omega = 0.08$ ) とした。年金課税はモデル世帯であれば所得税は非課税

だが、個人住民税の課税最低限の方が低いことを反映して 3% ( $\rho=0.03$ ) とする。消費税率は現行の 5% ( $c=0.05$ ) とする。

そのほかのパラメータは、先行研究を参考に資本労働比率が 2 程度になる値を使用している。最後に、出生児数は初期定常状態での子ども数を 10000 に基準化する。

### [表 1 挿入]

#### 3.2 ケースの設定

当初、経済は初期定常状態にあるとする。第 5 期から子育て支援策として、負の所得税制度を実施する。子育て支援の財源として、次のケースを考える。

第 5 期に配偶者控除を廃止するケース 1 とこれに加えて消費税を 5% から 10% に中規模増税するケース (ケース 2), 消費税を 5% から 15% に大規模増税するケース (ケース 3), 配偶者控除を継続して消費税を 5% から 10% に中規模増税するケース (ケース 4), 配偶者控除を継続して消費税を 5% から 15% に増税するケース (ケース 5), 配偶者控除を廃止して年金課税を所得税の最低税率 5% まで強化するケース (ケース 6), 配偶者控除を廃止して年金課税を現役なみの 8% まで増税するケース (ケース 7) および配偶者控除廃止と労働所得税を 8% から 15% に強化するケース (ケース 8) を考える。

#### 4. 結果

##### 4.1 負の所得税制度の財源変更が出生児数に与える影響

第 5 期に配偶者控除を廃止するケース 1 とこれに加えて消費課税を強化するケース 2, ケース 3, 配偶者控除を継続して消費課税をするケース 4, ケース 5, 配偶者控除を廃止して年金課税を強化するケース 6, ケース 7 および配偶者控除廃止と労働所得税強化のいずれも出生児数は時間の経過とともに増加する。増加幅は、労働所得税の増税 (ケース 8) が最小で、配偶者控除廃止+消費税の大規模増税 (ケース 3), それ以外のケースの順になる。(図 1 を参照。)

### [図 1 挿入]

まず、第 5 期に配偶者控除廃止分と消費税増税を負の所得税財源にする場合 (ケース 2, ケース 3) と配偶者控除を継続し消費税増税を財源にする場合 (ケース 4, ケース 5) を比較する。ここで、ケース 4, ケース 5 を取り上げたのは、子どものいる片稼ぎ世帯に重点

的に支援をするため、何らかの財源を確保する必要があるためである。

本稿の結果からは、配偶者控除を廃止して財源に加えても加えなくても、出生児数の増加幅はあまり変わらないという結果が得られた。特に中規模増税（税率 10%）の場合は、ほとんど差がみられない。消費税を大規模増税（税率 15%）にすると、やや配偶者控除を廃止したケース（ケース 3）のほうが出生児数の増加は少ない。

配偶者控除を廃止してその分の財源を片稼ぎ世帯の子どもに分配していく政策は、片稼ぎで子どものいない世帯（タイプ 4）から片稼ぎで子どものいる世帯（タイプ 3）への所得移転となる。配偶者控除が廃止されれば、タイプ 4 にとっては増税となるので、この世帯の可処分所得が減少し、貯蓄も減ってしまう。こうして、タイプ 3 の引退期の消費が減るので、消費税収も減少する。

一方、タイプ 3 にとっては、可処分所得の増加につながり、より多くの子どもをもつことができる。したがって出生児数は以前よりも増加する。ただし、配偶者控除を継続した場合には、タイプ 3 にとっても、家計収入が減少しないので引退期にも消費が可能になる。したがって、消費税の増税分で負の所得税財源にあてるのであれば、配偶者控除の廃止は出生児数には、それほど大きな影響を与えない。

#### 4.2 負の所得税の財源変更が資本労働比率に与える影響

図 2 より、資本労働比率も税制の変更によって増加する。図 1 でみたとおり、出生児数が増加するものの、各家計の貯蓄もまた増加するために資本労働比率は改善していく。

#### [図 2 挿入]

前節でみたように、配偶者控除の廃止により片稼ぎで子どものいない世帯（タイプ 4）から片稼ぎで子どものいる世帯（タイプ 3）への世代内所得再分配がおこる。その結果、タイプ 4 の家計は、可処分所得の減少につながり貯蓄を減少させる。しかし、出生児数の改善によって賦課方式の年金受給額が増加する。したがって、片稼ぎで子どものいない世帯のみならず全世帯で生涯所得は増加する。この結果、貯蓄も増加すると考えられる。タイプ 4 のみ配偶者控除廃止による再分配効果の負の影響を受けるものの、配偶者控除廃止による現役期の可処分所得の減少はそれほど大きくないので、貯蓄の減少幅も小さくなる。

次に、追加財源の有無による効果をみる。労働所得課税を強化する場合（ケース 8）以

外は、配偶者控除廃止に加えて消費課税を中規模増税しても（ケース 2）、年金課税を強化しても（ケース 6、ケース 7）配偶者控除廃止のみの場合（ケース 1）と比べて、資本労働比率に与える影響に大差はない。ただし、消費税の大規模な増税（ケース 3）では、配偶者控除廃止のみの場合（ケース 1）と比べて、やや資本労働比率の改善幅が下回る。

配偶者控除廃止は、出生児数の改善をもたらす。その結果、賦課方式の公的年金受給額が増加することは先述した。共稼ぎ世帯（タイプ 1, 2）にとっては賦課方式の年金制度を通じた子どもの外部性を享受するのみで、片稼ぎで子どもがいる世帯（タイプ 3）は、年金に加えて配偶者控除が廃止されても子どもがいることで負の所得税を受け取ることができる。ケース 6, 7 のように年金課税を強化しても、タイプ 3 の出生児数改善効果を通じて公的年金受給額の改善が見込まれるため、配偶者控除廃止のみの政策効果と大きな違いはみられないと考えられる。

消費課税を強化する場合も同様の効果が考えられる。ただし、消費税率を大きく引き上げると、貯蓄にマイナスの影響をもたらすことから資本労働比率の伸び率は鈍化することとなる。

労働所得税率の引き上げ（ケース 8）は、貯蓄にまわす可処分所得の減少となるためにもっとも資本労働比率の増加が小幅にとどまる。本稿では、片稼ぎで子どもをもつ世帯<type3>のみへの負の所得税を想定している。本稿で仮定している経済においては、共稼ぎ世帯のほうが片稼ぎ世帯よりも出生児数が多く、かつ貯蓄も多くなっている。また、全員が同じ賃金率に直面し、労働供給も非弾力的であることを想定している。したがって、配偶者控除廃止分に加えて各家計が拠出した労働所得税が原資となる。しかし、労働所得税を強化した場合には出生児数の増加が他のケースよりも少ないので、賦課方式の年金給付額の増加も少なくなる。労働所得税の重課は、すべての世帯の可処分所得を減少させ、負の所得税による子どもがいる片稼ぎ世帯の所得増も期待できないために、貯蓄はそれほど増加せず、資本労働比率の増加もより少なくなることが示唆される。

#### 4.3 負の所得税の財源変更が一人あたり社会的厚生に与える影響

本稿では、社会的厚生関数をベンサム型で規定し、一人あたりの社会的厚生を導出する。

負の所得税の財源を配偶者控除廃止で調達する場合（ケース 1）および各税も財源に加える場合（ケース 2, 3 および 6~8）、税のみで財源調達する場合（ケース 4, 5）のいずれのケースにおいても一人あたり社会的厚生も時間とともに改善する。（図 3 を参照。）

**【図 3 挿入】**

消費税増税の場合（ケース 2, 3）では、各期の消費量を減少させるために安威宮社控除廃止のみのケースに比べて、すべての世帯の効用が低下し、社会的厚生も減少する。労働所得税増税の場合と比べ、現役期の可処分所得のみを減少させるわけではないので、社会的厚生の減少幅は少なくなる。なお、税率が高いほど、消費量の減少も大きく、より高い消費税率を課す場合（ケース 3：消費税率 15%）の方が社会的厚生の改善は小さくなる。

財源を年金課税に求めると（ケース 6, 7）、社会的厚生の改善はもっとも大きくなる。配偶者控除廃止によって増加した賦課方式の年金への課税は、現役期の可処分所得が減るわけではないので、消費税ほど現役期の消費を減らさない。むしろ、子どもをもつ片稼ぎ世帯<type3>は、引退世代からの財源によっても負の所得税を受け取るため、世代間での再分配が実現する。その結果、出生児数の改善につながり、タイプ 3 の効用が改善するばかりでなく、他の世帯にも年金受給額の増加を通じて効果が波及する。

出生児数や資本労働比率の変化と同様に、労働所得税の増税（ケース 8）がもっとも一人あたりの社会的厚生の改善が小さい。労働所得税を増税することによって、すべての世帯の現役期の可処分所得が減少する。これに伴い、現役期の消費のみならず貯蓄を減少させ、引退期の消費も減らす。生涯にわたる消費の減少によって各世帯の効用が低下する。さらに、出産を選択する世帯にとっては、子どもを多く産むと育児費がかかるために、子ども数を減らす。

配偶者控除を継続し、消費税のみを財源にした場合（ケース 4, 5）では、全世帯の消費を減らす。しかし、負の所得税として子どもがいる片稼ぎ世帯（タイプ 3）には給付が行われるため、出生児数が改善し、タイプ 3 の効用も改善する。この効果のみならず、賦課方式の年金受給額の増加ももたらすため、全世帯の効用も改善する。ただし、消費税の増税は全世帯に負担が生じるため、扶養控除の廃止よりは社会的厚生の改善につながらない。

結局、配偶者控除の廃止によって子どもがいる低所得世帯に負の所得税を給付する場合、片稼ぎ世帯から共稼ぎ世帯に変化するといった、世帯のタイプ間移動を認めなければ、出生児数、資本労働比率、一人あたり社会的厚生はいずれも改善していくことがわかった。

さらに、各租税を財源に加えた場合、社会全体に与える影響に違いがみられる結果となった。消費税を財源とするケースでは、広く引退世代と現役世代に負担を求める税であるために、配偶者控除廃止のみの場合よりは出生児数や資本労働比率、社会的厚生の改善効果が小さくなる傾向がみられる。財源を年金課税に求める場合には、出生児数の増加も資本労働比率や社会的厚生の改善も配偶者控除廃止のみのケースとほぼ変わらないか、わず

かに下回る。財源を労働所得税の強化によって充当すれば、むしろ出生児数の増加も資本労働比率や社会的厚生 of 改善効果も小さくなる結果となった。

また、配偶者控除を継続し消費税に負の所得税の財源を求めると、全世帯の負担増につながるため、配偶者控除廃止の場合よりも出生児数・資本労働比率・社会的厚生 of 改善効果が小さくなった。

## 5. 考察と今後の課題

4 節での結果から、次のようなインプリケーションが得られる。

第 1 に、もし、出生児数の改善を少子化対策の目標とするならば、負の所得税制度を導入することで、いかなる財源をもってしても政策目標に到達しうることがわかった。特に、配偶者控除廃止のみを行った場合と配偶者控除を廃止せず消費税増税のみで財源調達した場合を比べると、配偶者控除廃止の方がより高い政策効果を得られる。

第 2 に、負の所得税を配偶者控除廃止と労働所得税を財源として実施すれば、少子化対策としての政策効果は得られるものの、他の税に財源を求める場合よりも過小な政策効果しかえられない。

本稿の結論からは、片稼ぎから共稼ぎに、また子どもをあらたに出産するといった世帯のタイプ間移動を認めないという前提にたてば、出生児数の改善や経済成長への寄与という意味においては、配偶者控除を廃止し、子どものいる所得の低い世帯に再分配することが支持できる。しかしながら、負の所得税制度によって必要となる財源を労働所得税に求めるよりは、年金課税に求める方が、より高い効果が得られるといえよう。

貧困の世代間連鎖や幼少時の家計状況がその後の人生において大きな影響をおよぼすことが明らかになっている。親の家計状況を改善することは、将来への投資につながる。本稿の結論からは、限られた財源のなかで、すべての世帯に支援することよりも特に支援を必要とする世帯に重点的に政策を講じることが望まれる。

最後に、本稿の今後の課題を述べることで、むすびとする。本稿の分析では、政策効果による世帯のタイプ間移動が起これないと仮定してきた。しかし、現実には二人目の出産を機に離職することも、保育サービスの拡充によって再就職することもある。また、労働供給をフルタイムに限定してきたが、現実には出産後パートタイム労働する世帯のほうが多い。加えて男女間や正規・非正規雇用の賃金格差も存在する。また、公的年金のタイプを定額の国民年金を想定してきた。しかしながら、厚生年金加入者も半数にのぼるため、

分析を進める必要がある。

今後の課題は、少子化対策の効果による世帯のタイプ間移動を考慮し、賃金プロファイルを反映し、労働供給を柔軟に選択するよう、モデルを拡張した上で厚生年金制度も含めた分析を進めることである。

#### 謝辞

「第 1 回人口動態と財政に関するワークショップ」(一橋大学)において、ワークショップ参加の諸先生方から有益なアドバイスをいただきました。また、「社会保障の給付と負担に関する研究会」(国立社会保障人口問題研究所)研究会参加の諸先生方から貴重なコメントを頂戴しました。これらによって本稿は改善しました。記して感謝いたします。当然のことながら、本稿に含まれる誤りはすべて筆者によるものです。

#### 主要参考文献

- Groezen B. van, T. Leers, and L. Meijdam(2003),“Social Security and Endogenous Fertility: Pensions and Child Allowance as Siamese Twins,” *Journal of Public Economics*, Vol.87, pp.233-251.
- 阿部彩(2003) 「児童手当と年少扶養控除の所得格差是正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊社会保障研究』Vol.39. No.1, pp.70-82.
- 阿部彩(2008)『子どもの貧困』岩波新書
- 赤林英夫(2003)「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』第6章所収。
- 上村敏之・神野真敏(2008)「公的年金と児童手当 - 出生率を内生化した世代重複モデルによる分析」『季刊社会保障研究』Vol.43 No.4, 380-391 頁。
- 小塩隆士(2004)「子育て支援と年金改革 - 出生率を内生化したモデル分析」『フィナンシャル・レビュー』第72号, 105-121 頁。
- 加藤久和(2006)「少子化がマクロ経済や財政・社会保障などに及ぼす影響」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『少子化と日本の経済社会』第10章, 日本評論社。
- 駒村康平(2008)「貧困基準の検証と新しい所得保障制度」『生活経済政策』2008年5月号 (No.136)

坂爪聡子 (2008) 「少子化対策として効果的なのは保育サービスの充実か労働時間の短縮か？」『季刊社会保障研究』 Vol.44 No.1, 110-120 頁。

塩津ゆりか(2009) 「出産・就業を考慮した出生率内生モデルによる児童手当の加給に関する分析」『財政研究』 第 5 巻, 220-235 頁。

八木匡 (2004) 「なぜ包括的対少子化対策が必要か？」『都市問題研究』 第 56 巻第 6 号, 32- 46 頁。

安岡匡也 (2006) 「出生率と課税政策の関係」『季刊社会保障研究』 Vol.42 No.1, 80-90 頁。

### 参考資料

厚生労働省 (2007) 「第 6 回 21 世紀出生児縦断調査の概要」, 2007.11.22 更新, 2008.7.23 参照 <<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/syusseiji/06/index.html>>.

表 1 初期定常状態でのパラメータの設定

	パラメータの値
現役期の消費選好度 $\alpha$	0.7
引退期の消費選好度 $\beta$	0.6
子ども数の選好度 $\gamma$	0.3
資本分配率 $\phi$	0.42
片稼ぎ家計の割合 $\delta$	0.54
出産する家計の割合 $\sigma$	0.6
1 人あたり育児費 $A$	0.7
定額の年金保険料 $\tau$	0.12
配偶者控除 $D$	0.05
労働所得税率 $\omega$	0.08
年金所得税率 $\rho$	0.03
消費税率 $c$	0.05
資本減耗率 $\mu$	0.092



図1 出生児数の変化(第1期=10000)

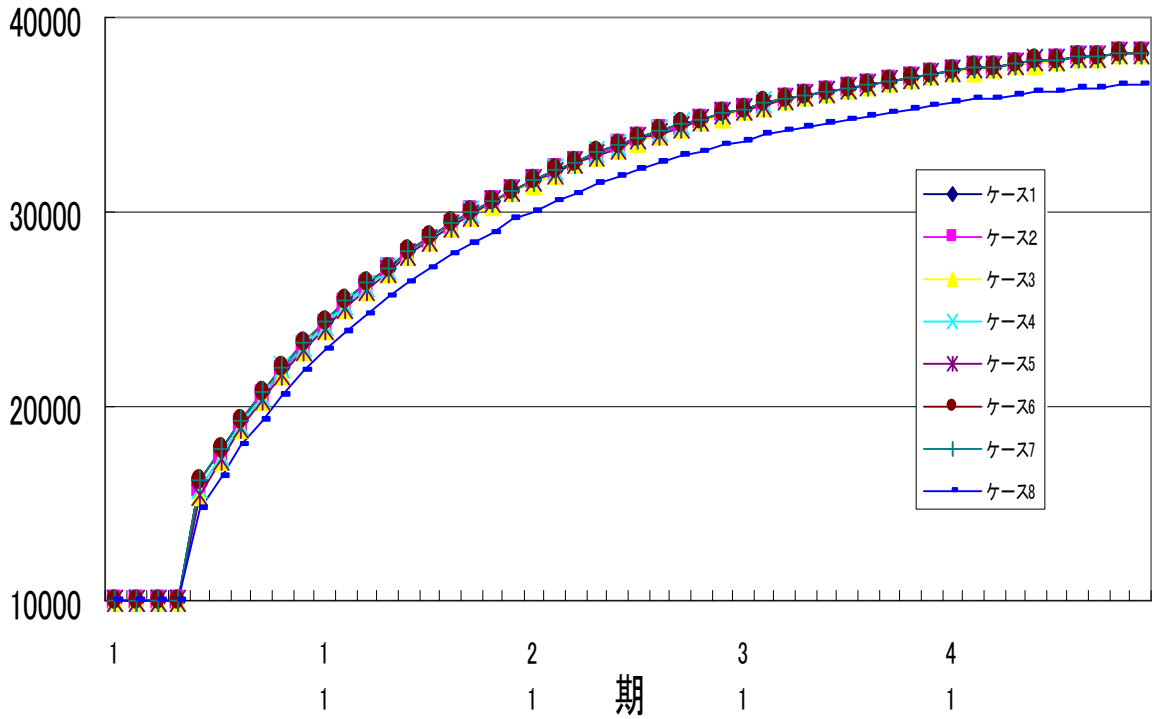


図2 資本労働比率の変化

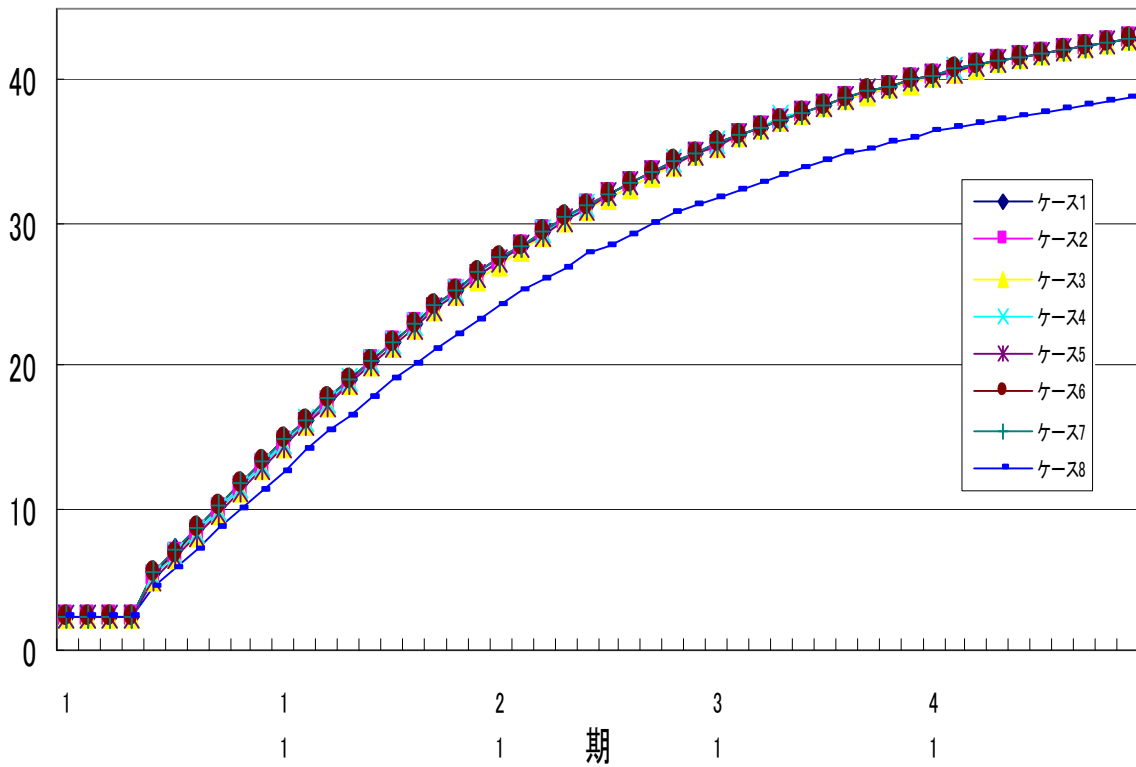


図3 一人あたり社会的厚生の変化

